第3-18表 有料職業紹介

Table 3-18: Fee-charging employment services

| 国 | 有料職業紹介についての法規制 | 有料職業紹介の現状 |
|------|---|--|
| 日本 | ・許可制で有料職業紹介事業を行うことが認められている。ただし以下の職業については有料職業紹介における取扱いが禁止されている。 ・港湾運送業務の職業 ・建設業務の職業 ・労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあると命令で定められた職業 | ・有料職業紹介事業所は2006年度, 12,808事業所あり,約34万人が就職。 |
| アメリカ | ・日本の職業安定法に該当するような, 有料職業紹介所について規定している包括的な連邦法はないが, 各州(一部都市)が独自に許可等の規制を行っている。 ・各州の規制の概要(全50州) (1)許可制をとっている州 43州 (2)料金規制 35州 (3)一定期間内に理由なく解雇された場合は手数料返納あり。 (マサチューセッツ州, バージニア州, メリーランド州) | 所と推定される。求職者の利用率は 9.3%。 |
| イギリス | ・有料職業紹介事業については,許可制の下で取扱職業を制限することなく認めていたが, 1995年1月に許可制も撤廃された。しかしながら,新制度の下でも求職者からの紹介料の徴収は,一部職種を除き禁止され,記録の作成,保存等の義務も課されている。 | ・1994年12月時点で約14,000事業所。利用率は16%。 ・民間事業者は専門・技術職,管理職中心。 |
| ドイツ | ・2002年4月,職業紹介業に係る許可制を廃止し,職業紹介パウチャー制を導入。 ・職業紹介パウチャー制度では,一定の水準を満たす求職者に官がパウチャーを渡し,民間の紹介所を活用する仕組み。求職者が就職すると成果報酬を民間に支払う。 | _ |
| フランス | ・職業紹介は国の機関が独占的に行っている。 有料職業紹介については廃止されるべきもの として位置づけられており、1945年以前に許可 した以下の2部門の紹介所のみが営業を認め られている。 演劇、劇場、演奏、演芸、映画等芸術関係 従事者、家事労働者。 | ・芸術関係従事者の紹介所は全国で約400か所。・公共部門,直接雇用,労働者派遣事業を含めた雇用活動全体に占める有料職業紹介の割合は小さい。 |

資料出所 労働省「雇用政策研究会(1996年12月)」, Department of Trade and Industry (http://www.dti.gov.uk/)により労働政策研究・研修機構作成。